

【2023年5月10日発行】

---

■ 人事労務マガジン／定例第152号 ■

---

---

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

---

厚生労働省 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 Twitter>

- 手順1 Twitter アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 令和5年度・労働保険の年度更新期間は、6月1日から7月10日まで  
直接窓口へ出向くことなく申告・電子納付することができます
2. 本社機能の地方移転、地方での拡充をお考えの事業主の皆さまへ  
「地方拠点強化税制における雇用促進税制」のご案内
3. 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施中  
～学生アルバイトなどのトラブル防止にご協力をお願いします～【再掲】

【厚生労働省からのお知らせ】

広報誌『厚生労働』5月号発売中！

---

【トピック1】令和5年度 労働保険の年度更新期間は、6月1日から7月10日まで  
直接窓口へ出向くことなく申告・電子納付することができます

---

労働保険は、毎年、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続き（年度更新）が必要です。

■令和5年度の年度更新期間は6月1日（木）から7月10日（月）までです。

期間中にお近くの金融機関、または都道府県労働局、労働基準監督署で申告・納付手続きをお願いします。

※労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の申告・納付手続きは、労働保険事務組合が行います。

■年度更新申告書の送付は事業主宛てに5月末頃送付します。

令和5年度は労災保険率に改定がありませんが、雇用保険率に改定がありました。保険料率は「労災保険・雇用保険の特徴」のウェブサイトをご参照ください。また、雇用保険率改定に対応した年度更新申告書の書き方は、「労働保険徴収関係リーフレット一覧」のウェブサイトをご参照いただくか、5月末頃に事業主宛てに送付する資料をご覧ください。

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送または「電子申請（※1）」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

労働保険料などの納付は、電子納付や「口座振替（※2）」が便利です。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンターまでご相談ください。

#### 【年度更新コールセンター】

お問い合わせ先電話番号：0120 - 665 - 776

開設期間：令和5年5月30日（火）～7月21日（金）

受付時間：9時～17時（土日祝日を除く）

※IP電話・携帯電話からもご利用になれます。（通話料無料）

※1 電子申請には、電子証明書の取得、パソコンの利用環境の設定などが必要です。

令和4年度から「GビズIDアカウント」を利用して電子申請を行うことができるようになりました（「保険関係成立届」などの一部手続きは除く）。

「GビズID」とは、1つのID／パスワードでさまざまな行政サービスの利用を可能とする認証システムで、「GビズIDアカウント」を利用する場合、電子証明書の取得は不要です。

「GビズIDアカウント」の作成方法は、下記の「GビズID」のウェブサイトをご確認ください。

※2 口座振替にする場合、事前に手続きが必要です。また、金融機関によっては取り扱いをしていない場合があります。

■委託事業者のお知らせ

厚生労働省は、令和5年度の年度更新業務のうち、年度更新の申告書の審査業務などを民間事業者に委託して実施します。

6月5日（月）から9月29日（金）までの間、手続きいただいた年度更新の申告書について、各地域を担当する民間事業者から問い合わせを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【委託事業者】

SATO 社会保険労務士法人：

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、東京都、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

伊藤喜ベストメイツ株式会社：

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【労災保険率・雇用保険率はこちら】

労災保険・雇用保険の特徴

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/roudouhokenpoint/index.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudouhokenpoint/index.html)

【年度更新申告書の書き方はこちら】

労働保険徴収関係リーフレット一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/hoken/gyousei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/gyousei/index.html)

【「G ビズ ID」はこちら】

gBizIDへようこそ。

<https://gbiz-id.go.jp>

【労働保険に関する情報はこちら】

労働保険の適用・徴収

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/hoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/index.html)

【電子申請に関する情報はこちら】

労働保険関係手続きの電子申請について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/hoken/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei.html)

【最寄りの都道府県労働局はこちら】

都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

---

【トピック 2】 本社機能の地方移転、地方での拡充をお考えの事業主の皆さまへ  
「地方拠点強化税制における雇用促進税制」のご案内

---

雇用促進税制は、東京 23 区から地方への本社機能の移転をする「移転型」、または地方での本社機能の拡充をする「拡充型」を行い、その施設で雇用者（有期雇用やパートを除く）を増加させた場合に税額控除（※）が受けられる制度です（平成 27 年度運用開始）。

※移転型の場合、雇用者増加数 1 人あたり最大 3 年間で 170 万円が税額控除され、拡充型の場合は最大 30 万円です。地方拠点強化税制には雇用促進税制のほか、「オフィス減税」として建物取得価格に対する税制優遇措置もあります。

確定申告までの主な流れ（法人の場合）

- ① 本社機能の移転・拡充に関する「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成
- ② 整備計画について都道府県知事の認定を受ける（※1）
- ③ 認定日から 3 か月以内に雇用促進計画をハローワークへ提出（※2）
- ④ 適用年度終了後 2 か月以内にハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を受ける
- ⑤ 税務署に確定申告する（雇用促進計画を添付）

※1) 令和 6 年 3 月末までに移転・拡充先の都道府県知事への整備計画の認定申請が必要です。対象地域は各都道府県で策定しているため各都道府県にお問い合わせください。

※2) 雇用促進計画の提出先は本店事業所を管轄するハローワークです。郵送または E メールによる提出も可能です。

事業主の皆さま、ぜひ地方拠点強化税制における雇用促進税制のご利用をご検討ください。

【地方拠点強化税制の全体の枠組みなどはこちら】

地方拠点強化税制

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/01gaiyou.pdf>

【雇用促進計画の作成方法などはこちら】

雇用促進税制

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/roudoseisaku/koyousokushinzei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudoseisaku/koyousokushinzei.html)

【お問い合わせ】

厚生労働省職業安定局雇用政策課 企画係

【再掲】

-----  
【トピック3】「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施中  
～学生アルバイトなどのトラブル防止にご協力をお願いします～  
-----

厚生労働省では、4月より、全国の大学生などを対象に、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施中です。

キャンペーン期間中、労働局では、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布や、大学を中心に出張相談などを実施します。学生アルバイトを雇う企業のご担当者の皆さまも、是非この機会に、アルバイトの労働条件についてご確認をお願いします。

【キャンペーン概要】

■実施期間：2023(令和5)年4月1日～7月31日

■特にチェックいただきたい事項

- (1) 書面で労働条件を示していますか？
- (2) 勤務シフトは適切ですか？また、学業と両立できるよう配慮していますか？
- (3) 労働時間を適正に把握していますか？
- (4) 商品を強制的に購入させたりしていませんか？

(5)遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

■厚生労働省の主な取り組み

- (1)都道府県労働局による大学などへの出張相談の実施
- (2)大学などでのリーフレットの配布などによる周知・啓発
- (3)都道府県労働局や労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

【詳細はこちら】

令和5年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32043.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32043.html)

厚生労働省ポータルサイト「確かめよう労働条件」

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/torikumi/>

---

【厚生労働省からのお知らせ】

---

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」では、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

■特集「女性の未来の健康のため、今からできること ワクチンと検診で防ぐ子宮頸がん」

日本では、25～40歳女性におけるがん死亡の第2位が「子宮頸がん」です。子宮頸がんにかからないためにはHPVの感染を防ぐことが重要であり、昨年4月からHPVワクチン接種の積極的な勧奨が再開され、今年4月からは新たに9価のHPVワクチンが公費で接種できるようになりました。本企画では、そうした子宮頸がんの現状とHPVワクチンに関する最新情報をお伝えします。

特集のほかにも、副業・兼業を実践している方に、本業と両立させるコツやメリットをインタビューする連載企画「人生を広げるSide Business」など、人事労務担当者の方にもご覧いただきたい情報を掲載しています。

【最新号目次】

広報誌「厚生労働」2023年5月号

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou\\_kouhou/kouhou\\_shuppan/magazine/202305.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202305.html)

※一部記事はウェブサイト上で閲覧可能です。

---

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

4月28日に公表された、完全失業率は2.8%と前月に比べ0.2ポイント上昇、有効求人倍率は1.32倍と前月に比べて0.02ポイント低下となりました。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

【一般職業紹介状況】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32763.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32763.html)

---

★バックナンバー

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga\\_page.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html)

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

●編集：厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

---